

厚生文教常任委員会会議録

1 開会日時 令和6年3月4日(月)午前10時0分

2 閉会日時 令和6年3月4日(月)午後2時56分

3 会議場所 熊山支所大会議室

4 出席委員

1 番 牛尾 直人君 2 番 鼻岡 美保君 4 番 永徳 省二君
5 番 大森 進次君 6 番 光成 良充君 10 番 原田 素代君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
教 育 長	坪井 秀樹君	市民生活部長	矢部 勉君
保健福祉部長	遠藤 健一君	教 育 次 長	入矢五和夫君
赤坂支所長兼 市民生活課長	小坂 憲広君	熊山支所長兼 市民生活課長	稲生真由美君
吉井支所長兼 市民生活課長	中務 浩行君	保健福祉部参与 兼社会福祉課長	原田 光治君
市民課長兼 協働推進課長	黒田 未来君	環 境 課 長	安藤 伸一君
介護保険課長	和気 幸恵君	健康増進課長	川原 達也君
子育て支援課長	和田美紀子君	社会教育課長	大月 美佳君
教育総務課長	西崎 雅彦君	学校教育課長	森本 治君
健康増進課参事兼 佐伯北診療所参事	藤井 和彦君	熊山診療所参事兼 健康増進課参事	安本 典生君
中央公民館長	馬場 弘祥君	中央図書館長	森本 一也君
中央学校給食センター所長	矢部 寿君		

7 事務局職員出席者

議会事務局長 土井 常男君 主 幹 岡野 哲浩君

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第5号 赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2) 議第6号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3) 議第7号 赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例
- 4) その他
 - ・令和5年度事業の補正について
 - ・令和6年度事業について

・その他

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

換気のために、会議室の出入口と窓を開けたまま行わせていただきます。

また、会議の時間短縮に努めていただきますよう、執行部の説明及び委員の質疑は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、初めに友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 本日は、大変お忙しいところ、厚生文教常任委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。

本日御審査いただく内容ですけれども、3月定例会に上程させていただいております条例案件3件を審査いただくようお願いをしております。その他の項目として、令和5年度事業の補正、そして令和6年度の新年度予算に関連する事業の内容、さらに事業の進捗状況等について報告をさせていただくことになるかと思えます。

それから、1つ追加で皆様に御報告をさせていただきます。

本庁舎の改修につきましてですけれども、本日から1階のフロア、市民課、協働推進課、会計課、そういったところが第1陣として、新しく改修中の庁舎に入居することになりました。事務もそこで従前どおり行われることとなると思えます。委員の皆さんも一度御覧いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第5号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第6号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議第7号赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例の3件であります。

それでは、まず議第5号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） それでは、議第5号の補足説明ということでさせていただきます。

赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本会議場での提案のとおりでございますが、放課後児童クラブのみなし支援員の研修を受けていただく期間、これを定めるということで附則の改正をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんは質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 支援員に対する研修のみなし期間ということについては現状からして大変ありがたいと思いますが、ここの議第5号の説明の中には、設備及び運営に関する基準を定めると書いてあるので、運営については支援員の要請の問題だと思いますけど、設備も何か含まれていたんですか。全面的な説明をお願いしたいと思いますが。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 原田委員の御質問にお答えします。

今回の改正部分はみなし支援員の部分だけです。もともと基準にしている法令の名前が、それが設備というのが入っているということだけですので、よろしくお願いたします。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 放課後児童クラブ支援員の2年以内の研修ということなんですが、どの機関が、この人は2年以内にやりますよということをどこかに申し出るような形になるのか、その辺の段取りがどういう状態なのか、説明お願いたします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 鼻岡委員の御質問にお答えします。

段取りとおっしゃいますと、児童クラブによって多少差はあると思うんですが、一般的には補助金の申請をされるような段階ではいろんな資料を出していただくんですが、その際に、本来は正式な支援員が2名いないといけないということになります。そのときに、お一人のみなし支援員であれば、その方の研修計画を確認させていただき、そのときにその研修を受ける期

間が2年以内ということを確認させていただくような流れになります。

○委員（鼻岡美保君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今の質問の続きなんですけど、第2条の当分の間云々というふうにありますけれども、これ2年以内に研修を修了する予定をしている者ということなんですけど、もしも2年以内に研修を修了しなかったらどうなるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 永徳副委員長の御質問にお答えします。

それについて、私たちが疑問も持っていて、県に照会はかけているんですが、今手元に回答がまだ来ていないと思うので、そのあたりは毎年新しく制度を確認していく中でしっかり確認して、各クラブのほうには周知徹底させていただきたいと思います。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今、この条例についての審査をしているのであって、まだその回答が決まってないということであれば審査ができかねるんですけど、その辺どういうふう感じておられますか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） もしよろしければ休憩をいただいて、担当者には確認はしてまいりますけど、どうさせていただきますでしょうか。

○委員長（光成良充君） 後ほどっていうことで。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 後ほどでもいいんですけど、今審査して、今日我々はこの賛否をしないといけないんです。それに、明確な回答がないのに我々は正確な賛否ができるんでしょうか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 都道府県の研修を2年以内に受けてくださいっていうことになっていて、岡山県は年に1回だけなんだそうです、この研修を受けることが。それが毎年秋

ぐらいにあるそうなんです。先ほど課長が説明したように、春の時点で補助の申請をしたときに、この方まだ研修ができてないんですっていう方だったら、その年度のうちには必ず受けてくださいという、マストです。

でも、例えばその方が、岡山県が年に1回ある研修のタイミングの後に、秋を越えたとか、冬とかそういうときに採用された方ですと、その年度のうちには研修を受けることができないので、翌年度には必ず受けてくださいと。これはもう必ず受けていただくということで事務をしておりますので、そのように思っていたら結構だと思います。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと条例から外れるかもしれませんが、この条例の対象は、民間の放課後児童クラブは対象になっているのでしょうか。赤磐市には今2つ目の民間ができましたよね。あそこはこの条例の対象外なんですか、それともあそこも対象になってお金をもらっているんですか、教えてください。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 放課後児童健全育成事業をされているところは全て対象になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、民間クラブとして収支を求めた運営を当然されてらっしゃるわけですが、その辺の問題と、この国、県、市の補助事業としてのこの健全育成事業っていうのは、いわゆる公設民営のところと、民間のところと、公設公設のところと3種類ありますが、全部同じ対象としてこの支援事業は受けているというふうに理解したらよろしいんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） その事業そのものが社会福祉事業の第2種になるんですけど、そういう意味では市の定めたこの基準に従ってするというルールでしていただくようになりますので、全て対象と考えていただいたら結構です。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） これで質疑を終わります。

続いて、議第6号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） それでは、続きまして議第6号でございます。

子ども家庭庁の設置に伴いまして関係の法律が整備されたということの、またこの法律の施行を受けましての赤磐市の関係の条例を全てここで一切合財改正をさせていただくということで、本会議場で御説明させていただくとおりなんです、これまで子供に関わることでたら内閣府であったり厚労省であったりっていうところを子ども家庭庁に一式まとめていくというところでの条項の整理の条ずれとかそういうようなことが主なものでございます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 大づかみな説明は大変分かりやすいんですけど、今話題になっている、例えば今までは保育が足りないお子さん、要するに御家庭で全員が働かれていますから保育ができないから保育園に預けるっていう、その本来のシステムが随分多様化しているわけですが、その辺の問題っていうのは、今回のこの条例改正とは関わらないんですか、そういう細かい施策は具体的にここには拾われてないんでしょうか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 今回の条例改正には、条ずれですとかそういう既存のもの整理ということで、新しいものがここでは含まれているということではございません。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第7号赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） それでは、議第7号でございます。

赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例につきましても本会議場での説明のとおりでございますが、出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者について、いわゆる高校生等について無償化を図るといふことの条例でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） これは皆さん待ち望んでいたことなんですが、先日、質疑でもありましたが、高校生に限らず社会人、いわゆる仕事をされている方であるとか、極端に言うと仕事もされていない、学校にも行かれてない人も含まれるということなんですが、その中なんですが、3月31日ということであれば、学年という感覚の日にちになってくると思うんです。

3月31日ということになれば、同じ18歳までと言いながら、人によったら恐らく人生の中で300日ぐらいは短いという人も出てくると思うんです。そういった質疑をされとったんですが、これ、その考えの中で19歳の誕生日を迎える前日までとかというような、そういった議論であるとか考えというのがあったかどうか教えてください。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） お尋ねの件につきましては、年齢に関する法律とかもございまして、県下の今実施されている市町村の状況を見ましても、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までとうたわれているところが多くございます。そういうことに基づきまして、市では18歳に達する日以降の最初の3月31日までということで条例のほうをさせていただきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） ありがとうございます。

他市であるとかいろんなところでそうされとるといふことなんですが、子育てするならという中で思い切った判断に踏み切ったわけなんですから、本当に極端に言うと3月31日生まれの

人は実質17年間です。高校生で区切るんであればそういう区切りしかないのかなと思うんですが、高校生以外の方も含まれるんであれば少し平等ではないのかなという気が。これやっばり19歳の前日までが一番全ての人にとっていいのかなというふうに非常に感じておまして、そのあたりを、今後やっていく上でそういった意見であるとか話が出てくれば考えていく方向があるのか、もうこの条例で終わってしまうのか、そのあたりを教えてください。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 今委員おっしゃるとおり、今後、これ4月1日からの運用になりますけど、運用していく中で、何かそういう、言われたような格差が起きるんじゃないかとかというようなことが問題とかになるようでしたら、またそのときに改めて検討させていただくという考えではおります。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 牛尾委員、そこで妥協しないほうがいいと思います。

途中で見直すなんてあり得ないわけだから、それは。結局、300日余り差が出てくるっていうのは、今の段階で分かっているんであれば、当然今の段階で修正なり補正なりしておかないと、本当の意味で市民が求める条例にならないんじゃないかなと思います。その議論、今19歳の誕生日の前までっていう、一つの尺を取り入れたらどうですかっていう議論はぜひ進めてほしいし、それを議論して委員会が、それでこの採決をしたほうがいいと思います。

議論しましょう。

○委員長（光成良充君） 何か答弁を求めるような形で。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 質疑の際にも御同僚の議員に、私も年齢の法律に関することは不得手でございますっていうことで、一般的に考えさせていただきますっていうことを御答弁させていただいたんですが、先ほど課長申し上げましたように、実際には医療機関のほうへ資格者証を皆さんに御一人ずつ交付して、それを使っただいてという、医療機関へのアウンスっていうんですか御理解をいただくのには、やっぱり統一してどこかで、どうしても有効期限というんですか、これは必要かなと思ひまして、今おっしゃられる御意見もあるのかなとは思ひながらも、我々としてはそういうふうに窓口でも混乱をしないように、個人ごとにもちろん有効期限を設定するというのも御意見としてもあるのかもしれないですけど、赤磐

市の受給者証として交付をするときに、年度として3月31日までを有効期限とするっていうことで想定はしておりますし、実際に全てを掌握はしてないですけど、恐らく県内の自治体ほぼほぼそういう扱いをしているっていうところもあって、逆に医療機関とかで、Aさん、Bさん、この方は何月何日ですね、何月何日ですねっていうのはいかがかなと思っています。そういうこともあります。意見といいますか、答弁とさせていただきます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、ほかの法令や条例がどうかっていうのはにわかに出てこないんですが、要するに、例えば二十歳って言ったら二十歳の誕生日が過ぎてから二十歳ですよ。何年度から二十歳っていうのは、それは行政上、学校上の対応で、その人にとっての二十歳は何月何日の誕生日から二十歳ですよ。だから、それが行政上対応できないっていうことがよく分からないですね。その人の誕生日の前日までっていうのは非常に分かりやすい。だって生年月日が明らかになっているわけですから。だから、18歳11か月29日までは無料だっていうのと、何か月か前に3月31日が来たから、あと残っているけど18歳まではって言いながら無料にならなくなるっていうのは、やっぱりどう考えても、えっどうしてなのって話になりますよ。だから、それは物理的にできないことではないように思うんですけどね。よそがどうだかっていうのはちょっと私も調べてはないですけど。それやっぱり公平性ですよ、行政の。18歳っていったら18歳までは無料でないとおかしいでしょっていうのはやっぱりこだわりたいところですけどね。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 執行部の御提案させていただいた案といたしましては、現在のところ高校生等ということで3月31日までということにさせていただいております。

いろんな御意見がある中だろうと思いますが、現状、私どももじゃあぜひそのようにっていうところには今思いは至っておりません。申し訳ないんですが、今原案で考えさせていただいております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 今の答弁内容を聞かせてもらおうと、原則高校生というのが大きな考えであって、それ以外の学校行かれてない方とか働いとる人については特別にというようなニュ

アンスで、原則はもう高校生まで無料という考えということでこの条例ということなのかなと理解をしました。

そのシステム上の問題というのは恐らく技術的な問題なのでできると思うんです。逆に言うと後期高齢者か、75歳の誕生日になったら切り替わるわけじゃから、年齢の、その誕生日のタイミングで切り替えることは可能だと思いますけど、システム上何かをすれば。なので、非常にこの条例については、ここで賛否をとというのがなかなか難しい判断にはなるのかなと思うので、ちょっと暫時休憩いいですか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 令和6年1月1日現在の、県内の子供の医療の一覧を今やっ
と見つけたんで、すみません。

これ、一応情報として申し上げますと、今高校生といますか、18歳までで医療の補助を実施している自治体は、全て満18歳に達した日以後の最初の3月31日までというのが、もうこの自治体、全部です。それだけは情報としてお知らせしておきます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今の説明ですと、満18歳が過ぎてからの3月31日なんですね。だから、まだあと1か月したら誕生日だけど3月31日が来たからアウトじゃなくて、3月31日の誕生日が過ぎた後の3月31日って今おっしゃいましたよね。ということは、残るはずはないんだってことですか。100%18歳期間は無料になるというふうに理解したらいいんですか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までですから。ということは、学年として、その年度です。ですから、18歳で大学1年生の子供いらっしゃいますね。それは、4月1日以降は対象にはならないということになります。3月31日誕生日を、18歳ね。

○委員（原田素代君） 18歳になった後の3月31日ですよ。

○保健福祉部長（遠藤健一君） そうです。18歳に到達した……。

○委員長（光成良充君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど来、18歳というところで見解の相違がございますけど、執行部のほうから満18歳に対

しての説明等ができましたらお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） いろいろ御議論をいただく中でお話になっている4月1日生まれの方っていうのは、いわゆる年齢に関する法律によると、前日をもってその年齢に到達するという事ですから、3月31日をもって18歳になられます。そうすると、今回の条例でいうと到達した3月31日をもって、そこまでということにはなります。よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） はい。

○保健福祉部長（遠藤健一君） そこについてはそうなります。

あとは、ほかの自治体がどうだからっていうお話もありますけれど、基本的には医療の受給者証というところは、いずれにしてもどこかでは公に通じる期限というのを我々は持つべきだというふうに考えています。中学生、その次のステップとして高校生ということで、いわゆる高校生等ということで18歳に達する3月31日までということで、これまでその方々については1割負担をお願いをしておりました。このたびの条例改正で、その自己負担をなしにしますというところになっておりますので、その年齢、それから到達日、ここの設定については我々としては前回と考え方は変わっておりません。窓口で大きな混乱もないようにということ念頭に今回の制度設計をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最終的に、高校生等の医療費無料化なのだというふうに、この条例の趣旨はうったてがあるんですよっていう説明ですよね。だから、私たちが非常に細かく議論した部分はその等の中の部分であって、あくまで市としては、その高校生を中心とした18歳の方たちに対する無料だというふうに提案していただいたということですね。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 原田委員がおっしゃっていただいたとおりということでございます。

私どもといたしましては、他の自治体の例を見ますと18歳に達した3月31日ではありますが、例えば社会保険の被保険者は除きますとか婚姻している方は除きますとか、そういう自治体もまだ多くあります。我々としては、これまでは赤磐市のほうも婚姻している方は御遠慮いただいていたんですが、ぜひともここでは一つ階段を上がっていくという中で、全くの条件は付さないようにしようと。その代わり18歳の学年までということで、いわゆる一般的に言う高

校3年生までの学年の方、これに高校に行かれていない方あるいは留年をされたりいろんな事情はあると思うんですけど、その方々についても18歳到達の3月31日で切らせてくださいということではいかせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 納得はされましたね。

では、質疑はこれで終わりますか。

ありますか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 受給資格者証のことについてちょっとお聞きします。

受給資格者証は何か、この条例によると交付申請書の提出をしなければならないとあるんですけども、申請しないとその資格者証はもらえないということなのか、そこが納得いかないんですけど。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 新たに申請をしなければならない方というのは、新しく高校生になられる方とかになりますので、今黄色の1割の資格証を持っている方につきましては、特に申請がなくても継続でお送りするような格好になります。

以上です。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） ということは、高校生ではないけれども受給資格を得たい場合は申請が必要ということなんですか。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 今現在受給資格証をお持ちでない方についてはその申請をしていただく必要があります。

以上です。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 周知徹底がいつてなくなって受けられない、資格者証を持ってなくなって無料にならない人も生まれるということですか。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） そういうケースがないように周知のほうは図らせていただきます。

議会の本会議でも答弁させていただきましたが、まず、県内の医療機関全てに周知をしていくという手順がございますので、それによって、できるだけそういう漏れがないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、他にないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第5号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第6号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議第7号赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例の3件について採決したいと思います。

まず、議第5号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第5号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第6号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第6号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第7号赤磐市子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第7号赤磐市子ども医療費給付

に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りをいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

また、委員長報告について、これも委員長に一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

では次、その他に入る前に、ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前11時4分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、その他に入ります。

その他では、令和5年度事業の補正について、まず執行部から説明をお願いいたします。

各部、もう全部続けてやっていただいで結構なんで、お願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 令和5年度の補正でございますけれども、各部とも令和5年度事業の補正につきましては本会議で御説明申し上げておりますとおりで、補足はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、執行部からの説明がなかったということなので、皆様から質疑を受けたいと思います。

部関係なしに、もう一括でやっていただければいいと思いますので、一般会計予算に関する事業についての部分でお願いをしたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 説明資料の23ページなんですけど、子ども医療費の負担増額1,800万円の主な要因は何なのか、御説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） お尋ねの、1,800万円の増額の要因につきまして御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことによりまして、医療機関への受診控えとか、そういうのがなくなってきたのが大きいのではないかと考えております。

ちなみに、3歳以上から小学生までの年代の医療費の負担が多くなっております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 説明資料23ページのコロナウイルスワクチン接種国庫補助減額とあるんですが、接種者が少なかったということなんですか。私もしてないんで申し訳ないような気はあるんですけど、状態をお聞かせください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課参事兼佐伯北診療所参事（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 藤井参事。

○健康増進課参事兼佐伯北診療所参事（藤井和彦君） コロナの補正予算の減額につきましては、当初で約3万5,000人程度接種回数を見込んでおりましたけれども、約半数ということでありましたので、実績見込みにより減額をしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 結構です。

○委員長（光成良充君） ほかありませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 説明資料33ページのふれあい公園工事減額とあるんですが、これは何か工事を差し控えたから減額になったのか、状況を教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） 鼻岡委員の質問にお答えいたします。

ふれあい公園のプールの屋根の修繕、それから遊具の修繕を見込んでおりましたけれども、今年度は必要なかったということで減額補正をしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わろうと思います。

次に、国民健康保険特別会計に関する事業について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計に関する事業について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、これで質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計に関する事業について質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 予防介護の費用の予算が大分実績からすると減っているように出てるんですが、介護保険の事業にとって、予防介護による介護保険料の負担を少しでも減らそうという動きで、津山市でしたか、どこかが介護保険料を少しでも負担を減らそうとしてらっしゃるところがあります。赤磐市として、介護保険料の中の予防事業費は減らないほうがいいなというふうに思っているんですが、現場ではどうなのでしょう。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（和気幸恵君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和気課長。

○介護保険課長（和気幸恵君） 地域支援事業で介護予防事業について取り組んでいるところでございます。介護保険法の保険給付費の削減というところについては、やはり予防事業に力を入れていかなければいけないという認識は強く市としても持っているところでございます。ただ、予防事業の経費につきましては、認知症予防であったりとか一般介護予防事業であった

りとか、そのあたりで地域包括支援センター、また市の職員を中心に取り組んでいるところではございますが、地域のボランティア等のお力もお借りしながら、本当に必要なところについては経費も支出をさせていただきつつ、皆さんと共に事業に取り組んでおります。なので、今回、保険給付費のほうの補正予算の減額ということにはなっておりますが、介護予防事業で地域の百歳体操の活性化等も含めて、そういったあたりの効果としても今回削減につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、訪問看護ステーション事業特別会計について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、なければこれで質疑を終わります。

ここで令和5年度事業の補正についての質疑は終わります。

続きまして、令和6年度事業について執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） それでは、市民生活部所管の令和6年度事業について補足説明を行います。

市民課、協働推進課については前年度からの経常経費の計上が主でございますので、歳入歳出ともに補足説明はございません。

環境課の歳出を予算説明資料により補足説明いたします。

予算説明資料76ページ、77ページをお開きください。

4款1項3目環境衛生費、環境衛生対策事業でございます。

事業計画書作成委託料でございますけれども、これは再生可能エネルギー導入目標策定業務の委託費を計上しております。

それから、地区清掃土砂回収委託料でございますけれども、これは令和5年度から実施しております、地区、町内会が行う道路の側溝、用排水路など清掃活動で発生した土砂、従前は各地区に処分を委ねておりましたけれども、土砂を処分する場所が時代の変化とともに困難になってきていることから、旧町単位で設けた集積所まで各地区の方に搬入をしていただき、その後、市が一括処分をするものでございます。

次に、環境衛生補助金でございます。

これは、令和4年度から実施しておりますスズメバチ等の駆除の補助金、来年度も計上いたしていくものでございます。

また、火葬補助金につきましても来年度も同様に計上いたしていくものでございますが、火葬補助金につきましても実績見込み、これが立てにくい状況でございます。過不足が生じた際には令和5年度同様に補正で対応していきたいと考えております。

かいつまんでの補足でございますが、以上でございます。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 続けて、保健福祉部の補足説明をさせていただきます。

市民生活部と同様でございますが、基本的には本会議場で上程をさせていただきました折の説明のとおりでございます。

少し補足説明をさせていただこうと思いますが、大きな課という仕分の中では社会福祉課あるいは介護保険課につきましては、基本的に前年度からの経常経費の計上となっておりますので、大変財政的には厳しい中でありますので、ちょっと切り詰めた部分もございますけれど、新規事業というのは特にございませんので、補足としてはございません。

それから、子育て支援課の関係になりますが、予算説明資料で64ページ、65ページをお願いいたします。

3款2項1目の児童福祉総務費の一般管理費でございます。

その中の13節で、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託料500万円でございますが、これは前月の委員会でも少しお話をさせていただいておると思いますが、子ども・子育て支援法の第61条ということで、5年ごとに全国で全市町村が策定するという法定計画になっておりますので、この計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての受給の計画の策定に係る費用を計上させていただいております。

それから、予算説明資料では66ページ、67ページをお願いいたします。

2目児童措置費の児童手当でございます。20節の5億3,500万円は、これは実は約半年分の暫定的な計上とさせていただいております。これにつきましては報道等でも御承知おきいただいていると思いますが、令和6年度の後半から国による児童手当の大きな抜本的な拡充の制度改正が見込まれております。これを見定めて、後に国からのこの制度設計及び事業の詳細について通知が参りましたら補正の予算をまたお願いをしたいということで、総額としては減という格好になっておりますので御留意いただきたいと思います。

それから、所管としてはこれは健康増進課になりますか、74ページ、75ページをお願いいたします。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費でございます。19節の出産・子育て応援金2,800万円でございますが、令和5年度は当初で半年分の計上を行っておりまして、後半についてはせん

だつて補正予算で対応させていただいております。その部分について、令和6年度当初では年間の所要額を計上させていただいております。

簡単ですが、補足としては以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） それでは、教育委員会の所管事業の主な新規事業、また拡充した事業につきまして補足説明をさせていただきます。

予算説明資料は100ページからとなりますのでお願いいたします。

10款教育費につきましては、予算額が27億8,011万円で、前年度に比べて24.7%の増となっております。

予算説明資料の106ページをお願いいたします。

一番上の1項教育総務費、2目事務局費、No.18の生徒指導総合実践事業では、不登校や暴力等に対応する各種支援員や相談員等に係る経費のほか、新たにいじめ問題対策連絡協議会委員報酬を計上しております。次、22番です。魅力ある学校づくり事業では、赤坂地域の小学校統合を進めるための委員報酬や会計年度職員の報酬等を計上させていただいております。

次に、2項小学校費、1目学校管理費で114ページをお願いいたします。

中段のNo.28一般管理事業では、きめ細やかな教育を行うための教育支援員、非常勤講師、通級支援員等の教育支援体制を強化する経費を計上しており、これは中学校、幼稚園においてもそれぞれ教育支援に係る経費を計上させていただいております。

次に、118ページ、上段でございます。

No.20の教科書改訂事業では、4年に一度の小学校の教科書改訂に伴う指導書や教材等の経費を新規事業として計上しております。

少し飛んで、132ページをお願いいたします。

5項社会教育費の社会教育総務費です。一番下の2目公民館費です。中央公民館は、耐震化工事の関係ではほぼ1年間休館となり、維持管理経費等大きく減額としておりますが、その間も公民館グループの活動は他の公民館等を利用して継続していただくこととしております。

次に、134ページをお願いいたします。

3目図書館費、No.12の図書館施設維持管理事業では、館内LED照明改修工事を計画しております。財源は90%の起債の活用を予定しております。

次に、4目文化財保護費で138ページ、上から4つ目のNo.8埋蔵文化財試掘確認調査事業では、下仁保地区の圃場整備に伴う事前確認調査に関する経費を新規計上とさせていただいております。

次に、140ページをお願いいたします。

6項保健体育費、2目体育施設費です。No.6その他体育施設管理費では、過疎対策事業債を

活用して吉井グラウンドのナイター照明の改修に係る経費を計上、No.9の体育施設一般管理費では、山陽ふれあい公園、吉井B&G海洋センター、グラウンド・ゴルフ場の指定管理料が物価の上昇等の影響で増額となっております。

3目の学校給食費、No.18の学校給食センター一般管理事業では、学校給食費等支援補助金として、多くのお子さんをお持ちで苦勞されている子育て世帯の支援を目的に、第3子以降学校給食費等補助金を計上しており、こちらは全額国の補助金を充てる予定としております。

142ページ上段のNo.19学校給食センター施設維持管理事業では、室内温度の上昇が激しい炊飯室、洗浄室の空調の改修を計画しております。

また、学校給食の公会計化に向けたシステム導入等を計画しておりまして、令和6年度から令和10年度の債務負担行為として学校給食管理システム導入及び運用支援業務委託料を計上しております。こちらについては、限度額は5年間で1,380万円です。支払いが令和7年度以降となるため令和6年度の支出はございませんが、予算書のほうには債務負担行為としてお示しをさせていただいておりますので申し添えさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（光成良充君） 執行部からの説明が終わりました。

それでは、市民生活部関係の案件から会計ごとに質疑を行いたいと思います。

まず、一般会計予算に関する事業についてですが、質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 環境のほうでお尋ねを幾つかさせていただきます。

説明資料の77ページの下から2段目です。

環境衛生対策事業のところ、御説明のあった説明の欄のところの委託料の中に事業計画書作成委託料とございますが、これについて詳しく説明をいただきたいんですね。新規事業とは違うんですか、説明をきちっとしてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 説明資料77ページの事業計画書作成委託料でございます。

こちらにつきましては、令和4年4月より施行されました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律におきまして、市町村は地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や環境配慮、また地域貢献に関する方針を定めるよう努めることと努力義務、こちらのほうが努力義務とされております。

具体的には地方公共団体実行計画区域施策編というものをつくることを目標としておりまして、地球温暖化対策計画に即して国が定める地球温暖化対策計画、これに即しまして、区域の

自然的社会条件ですとかに応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画で、計画期間に達すべき目標を設定しまして、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として再生可能エネルギーの導入ですとか省エネルギーの促進、また公共交通機関の利用者の利便の増進ですとか緑化推進、また廃棄物等の発生抑制等の循環社会の形成など、こういった内容について定めるものが区域施策編となります。

この区域施策編の策定を目指す前段としまして、令和6年度で調査を行いたいと思っております。調査の内容につきましては、実態把握ですとか市民意向調査などを行いたいと思っております。これを基に計画の素案となる資料作成をしたいと思っております。その後、令和7年度以降に区域施策編の策定をしていきたいということでございまして、令和6年度につきましては実態把握、それから市民意向調査などの予算を計上させていただいているものがこちらとなります。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 文章を読まれているだけなので、何か私たちの中ではつかみどころがない事業だなというふうに思うのですが、令和4年に赤磐市としては地球温暖化対策として再エネや脱炭素化をしなきゃいけない、それが努力義務だけど、それをやりますよと手を挙げたわけですよね。そっから問題はこれから始まるわけで、お話では地域施策編を令和6年度には調査をし、令和7年度には策定作業に入ると。ここでおっしゃっている事業計画作成委託料というのは、どこまでの事業に対するこの委託料だと思っていんですか、それで幾らになっているか教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） まず事業費についてでございますが、予算書で御確認いただきたいと思っております。

予算書の137ページを御覧ください。

環境衛生費の委託料の2つ目の事業計画書作成委託料1,062万6,000円がこちらの予算になります。先ほど説明が不足しておりましたが、国の環境省の補助金を使って実施したいと思っております。こちらがまだ交付決定はされておりませんが、交付決定されましたら事業を開始したいと思っております。

そちらの歳入の予算ですが、予算書のページで言いますと37ページでございます。

補助率が4分の3となっております。事業費に対して796万9,000円の歳入を計上させてい

ただいております。

令和6年度でどこまでの範囲を考えているのかということでございますが、先ほども申しましたが、実態把握に関すること、それから市民意向調査など、これアンケートなどになるかと思いますが、その辺を行いまして、市において脱炭素、カーボンニュートラルの宣言をしております。それから、再エネ宣言もしております。これについて具体的な施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） すごく分かりにくい事業なんで、やっぱりこういう事業は大事ですよ、大事な事業だからこそ、何かもうちょっと説明ができるようなものが欲しいですね。国の事業を実践化していくということですから、恐らくもうちょっと、今お手元にお読みになったような資料は議会のほうにも出していただいて、委員会としてそこは共通認識を持ちたいなっているのがまず一つ。

それから、最初におっしゃった1,062万6,000円が、これは令和6年の調査、令和7年の作成委託、これ両方足してこの金額だというふうに理解したらいいんですか、まず確認します。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 令和6年度に地球温暖化対策実行計画の素案、ここまでをつくりたいと思っております。それに対する事業費でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 調査っておっしゃったけど、素案の作成までを令和6年度にやるというふうに理解したらいいのかということと、令和7年度の本格的な策定作業はまだ予算は立ててないということか、その2つのお返事をお願いします。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） そのとおりでございます。令和7年度以降の予算については含まれておりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これは、国の交付決定は年度末には出るというふうに想定されているのかなと思いますけど、この1,062万円という金額が令和6年の調査と素案の作成で、これ

100%コンサル料ですよ。まずそこを教えてください。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） コンサル会社に委託する委託料でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） せっかく国が地域施策編をつくれというふうに言っている以上、やっぱりコンサル丸投げではなくて、もうちょっと地域の課題っていう意味では市が汗をかくべきだと私は思うんですね。

ついこの間も、もう何年続いて、四、五年続いているって言ったかな、鼻岡委員も御一緒でしたけど、吉井川の河川清掃、地域の方がやってくださっていますよ。あと、それ以外でもいろいろな団体が地域の環境美化などに汗をかいてくださっています。それ以外にもいろいろ環境の問題に取り組んでいる地域の方がたくさんいます。エコキャップを集めたりとか。やっぱりそういう問題意識の高い人たちを市は把握をして、こういう地域施策編をつくる以上、そういう人たちが今何を課題にしているのか、もしくは何を希望されているのかってことをつかんでおかないと、コンサルがアンケートを取ったって、地域のそういうきめ細かい実態っていうのはつかめませんよ、はっきり言って。ひな形があるんですから、コンサルには。お分かりのように。そのひな形の数字を入れ替えるだけです。地域施策っていつでも。

だから、私の中ではまずその点に、令和6年度の調査と素案作成っていうのはかなり力を入れないと、令和7年の本格策定は絵に描いた餅になるんじゃないかという不安が大変あります。

赤磐市は早いうちから、この再エネや脱炭素のカーボンゼロを宣言されています。高い志を持っていらっしゃるわけですから、そこは市民を巻き込まないと、実態は1,000万円を市外の人たちに配ってしまうだけの話ですからね、コンサル料っていうのは。赤磐市内のコンサルならいいですけど。

だから、そこはもうちょっと現場の担当者の方は、この金額が赤磐市にどう還元されるか、その結果どういうふうに地域の方たちがそれによって生かされるかっていう発想でこういう予算を立ててほしいんですよ。それは数字を合わせれば1,000万円ぐらいでできるだろうっていうことなんでしょうけど、ちょっと私、今の説明の仕方を聞いててもお手元の資料をお読みになっているだけです。私たちには理解しにくいんですよ。そこをもうちょっときちんと捉えていただきたいと思いますけど、部長、どうですか。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） ただいま原田委員から貴重な御意見をいただきました。そのとおりでございます。

やはり、いろんな関係される団体の方もいらっしゃると思います。令和6年度事業を進めていくに当たりましてはその辺よく十分に気をつけてやっていきたいと思ひますし、担当者もやる気とファイトを持ってやっておりますから、積極的に進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 突然聞いているわけじゃなくて、この事業はもう令和4年に市は宣誓してて、私もずっとこれフォローしているわけですけど、なかなか見えてこないんですね。宣言しましたって新聞記事にはなったけど、赤磐市の施策にそれがどう反映されているかというのが出てこない。要するにしっ放しっていう感があるわけですよ。そういう意味では、実際これから地域施策編をつくるということになるわけですから、もうちょっとそこの、市民を巻き込むということと、それから1,000万円をコンサルに丸投げするのは私は惜しいなと思ひているので、そこのところをもうちょっと精査していただきたい。それで、市民がしっかりこのことについて一緒につくっていく、施策編、計画をつくってくってという発想で進めていただきたい。

それと最後に、この委員会にももうちょっときちんと説明ができるような資料を提供してください。どうも最近、執行部、資料の提供が少ないんですよ。ごみの最終処分場の資料だってペーパーでください、ペーパーで。この小さな枠じゃ読み取れないですよ。ちゃんと国はいっぱい資料出してきていますから。それをちゃんとこちらに分かるように作って資料をください。そうすれば、私たちもいろいろな提案もできるし議論が尽くせると思うんですよ。だから、議会へのきちんとした説明資料提供、それから市民に対して発信をもっとしていただきたい。この2点についてお答えください。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員会へ御説明ということであれば、もちろんいろいろ新しいことをやっていくに当たってはさせていただこうと思ひます。

それから、資料の提供ですけれども、紙はなくしていこうという、こういう時代でございますから、せつかくこうやって皆さん高価なタブレットを使ってやっていただいています。大分慣れてこられたと思うんですけども、資料のこのタブレットのいいところは、ページ数の多いのも全部データで見れるというところがいいんですけども、そういったもので今後ともできるだけ電子データで提供させていただきたいと思ひますし、何より手元に分厚いものが残らないので手軽に扱えると思うんですね。僕も非常に助かっています。

なので、何とか電子化には御協力いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 隣の机に資料の束がありますけど。

物事っていうのはこちらに移行したからこちらでやればいいっていう問題じゃないんですよ。本当にその事業に説明を尽くしたいと思うのであれば、努力していただきたいですよ。紙を減らすとか減らさないとかという問題じゃなくて、それ以前の問題です。こんな大変な事業ですから、これはぜひこうしたいと。熱量が届かないですよ、これじゃあ。きちんと資料を提出してくださいよ。だって、市役所の職員の皆さんだってこれで仕事してないでしょう。聞いていますよ。これだけで仕事なんかできるわけない、細かい数字を扱う部署なんかは。きちんと持ってらっしゃるわけですよ。それ自分たちだけはまるで特別で、議員にはこれで我慢しろっていうのは全然フェアじゃない。それに、とにかくそちらの熱意が伝わってこない。

きちんと資料を出してくださいと委員長にもお願いしたいと思います。もう一度お答えください。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 必要な場合はもちろんペーパーもあるかもしれませんが、基本的には電子データでお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 私にも聞きましたね。

私、ICTのほうでタブレット導入を進めてきた人間なんで。

どうしても必要な場合の紙の部分はお願いしますが、タブレット導入、この委員会で言うてええんかな、タブレット導入につきましてはペーパーレスを前提として、執行課からの資料提供は紙はなしっていうのを前提でタブレットを入れておりますので、今の発言については了承しかねるんですけども、どうしても必要な場合はお金を払っていただいての資料提供というふうになると思います。執行部から今頂いている資料は全てタブレットに入っておりますので、それを紙でっていうようになりますと、印刷費を御負担いただくようになると思っておりますので、私は、ICTでもそうしておりますから。自分で必要な場合は家での印刷も可能になっておりますので、それで対応していただければと思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 情報公開条例に基づいた開示請求っていうのは、お金を払えば提供されます。それと同じ扱いだと理解したらいいんですね。

○委員長（光成良充君） いえ、情報はもう持っておられるんですから。

○委員（原田素代君） だから、条例ではペーパーで頂けるんですよ。

○委員長（光成良充君） そうですよ。

○委員（原田素代君） それじゃあ、それと同じですね。

○委員長（光成良充君） はい。なので、情報公開は、持ってない情報をいただくときに請求するじゃないですか。今もう情報は執行部からいただいて全部入っていますので、中に。

○委員（原田素代君） そうですね。

委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） どこに入っているんですか、今の資料、部長。今課長が読み上げた資料はどこに入っているんですか。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 今読み上げた資料というのは特に課長が読み上げただけで、委員のタブレットには入ってないと思います。ですから、委員会で今後その詳しい資料を求められるんだったらもちろん委員会へももっと詳しい説明を、資料をもって提出させていただきますので。今すぐの話じゃないです。今は予算のお話だけでございますから。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

今言われたのは、今事業計画書作成の委託料の部分で安藤課長が読まれた脱炭素化の方針とか、これ努力義務ですよ、令和6年度の調査をして計画の素案をつくりますという、読まれたところの部分の資料がいただきたいという話ですよ。

○委員（原田素代君） そうですね。

○委員長（光成良充君） ですよ。今回はこの事業計画書の作成の委託料についての説明を求めたわけで、その部分については事前には資料はいただいておりません。今後、その内容についてもっと詳しく議論をしたいというのであれば、委員会として執行部に対して、こういう内容で審査をしたいのでって言えば、私からこういう内容でやりますので提供をお願いしますと言えば、またタブレットに入れていただくという流れになると思います。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 予算説明資料の55ページ、ちょうど真ん中ぐらいの社会福祉協議会及び山陽老人福祉センターへの運営経費を補助するという1億2,676万6,000円。社会福祉協

議会だけの補助金は幾らですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 社会福祉協議会だけの分が8,754万3,000円です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） その8,700万円以上を補助する社会福祉協議会なんですけど、2月19日に第三者委員会の報告書があった後、どうなってんのかということで、厚生文教常任委員会に事務局長を参考人として呼び出していろいろお伺いしました。

そしたら、分かったことが何点かあって、まず職員の皆さんから幹部職員に対してセクハラ（後刻訂正）があるということで文書で提出されたということが分かりました。それに対して、社会福祉協議会の会長及び副会長は、何らアクションは起こしてない。その幹部職員の上司だけが口頭で、その部下に対して注意をした、これだけで終わっています。その注意をした、セクハラ（後刻訂正）で訴えられた幹部職員が定年になったにもかかわらず、定年ではなくそのまま職員として雇用されて給与が65歳まで上がっていくと、こういう特別な、過去にもなかった待遇を今回受けましたということが分かりました。

まさしくコンプライアンスなんて全くない状態ですよ。会長を含めて、いわゆるガバナンスは全くできてない組織というのが、この2月19日の参考人招致ではっきり分かりました。この組織に対して8,700万円以上の金額を補助される、このことに関して何ら問題ないというふうな考えでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 御発言の、セクハラという発言に関しまして、パワハラということでよろしかったでしょうか。

○副委員長（永徳省二君） 失礼しました、パワハラですか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） この社協の補助金の中には、事務局職員を中心に約18名分の人件費、満額ではございませんけども9割弱の人件費が含まれております。

個々の給与に対して正当かどうかということにつきましては、これまでも執行部としましては、この件が発覚したのは令和4年なんですけども、令和4年の夏頃から社協の事務局に対しまして、いろいろ事実の聞き取りを行ったり、あとはそのほかには申入れ、質問状を執行部から社協に対しましてお送りさせていただいて、やり取りは何遍かいたしております。

そういう中で、総じて明確な回答がなかったという部分はありますけれども、職員の人件費が大半ということもございまして、その点を考慮しまして、現状では査定はさせていただいておりますけれども、いわゆる事務局職員全体の人件費を含めた補助金を予算計上しているのが現状でございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 執行部から社会福祉協議会に対して質問状を出しても返ってきてないという組織ですよ。それから、ちゃんとしてないところがあると認識を持っておられる組織ですよ。

先ほども申しあげましたように、職員から幹部職員に対してパワハラの訴えを上げました。その上げた人が過去にもない特別条件で、定年になっても定年にならずに給料がどんどん上がっていきますと。こういう状態を一般職員の方が納得できると思いますか、僕は絶対納得できないと思いますよ。

そういう組織に対して、今もお話したように、何か回答してくれってお願いしても回答も返ってこない、そういう組織に対して8,700万円以上の金額を補助することに対して、確かに給料がほとんどでしょう、大事でしょうと思いますけども、それでいいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） ちょっと説明が漏れている部分がございますので補足させてください。

該当の方の職員の人件費につきましては、市の職員ですと60歳で役職定年で、給与が基本的には7割程度に下がるという現状がございますので、その方の給与につきましては査定の中で7割の計上とはさせていただいております。

以上、補足です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 2月19日の参考人招致の上で事務局長に確認をしました。

そうしましたら、その訴えられた職員は、60歳を既に過ぎているにもかかわらず、定年にならずに、7割の給料にならずに現状の給料からプラスアルファしてどんどん増えていきますよという事実が判明いたしました。そういう組織なんです。これは事実ですよ。事務局長が事実だっていうふうに言ったんですよ。

そういう組織に対して——何度も言いますね——8,700万円以上の金額を補助するべきやと思いますか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） その一連のおっしゃった事実につきましてこちらにも内容確認をしております、再三申入れをさせていただいております。

ですから、基本的に給料表のほうの金額も市の給料表に準じてということも伺っていますので、そういった役職定年、定年制の導入につきましても、またその給与の処遇面につきましても市に準じてくださいということで再三申入れはさせていただいておりますが、なかなか明確な、こうしますという回答が得られてないというのが現状でございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） それを申入れされたのはいつですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 最初が令和4年12月に遡りまして、そのときに、組織が違いますので基本的には内部管理に関する人事についてはなかなか申し上げにくいものがありますけども、そういった辺での申入れをしております。

その後、第三者委員会が立ち上がりまして、第三者委員会の結果が出たというてんまつを受けまして、そういった市の職員に都合のいいときは準じて、そうでないときは準じないというようなことでは、こちらとしては一貫性がなく困りますので、そういった辺もこれまで何回かにわたってお伝えしてきております。細かく何月何日まで申し上げますが、そういった申入れはさせていただいております。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 何回もそういう申入れを社会福祉協議会にして、最終的には去年の12月ですよ、今発言されたように、12月に申入れをしましたと。ところが、我々がここで、委員会で事務局長に参考人招致したのは2月19日です。先月に、給料は下がらずに、現役のままよりはむしろ上がっているという状態ですよと、特別に。その人がパワハラで訴えられた張本人ですよと。もう本当にガバナンスむちゃくちゃですよ。コンプライアンスもなっていないし。職員の人なんかやる気なくなりますよ、これははっきり言って。パワハラで訴えた人が。ちょっと注意されただけ、口頭で。給料はどんどん上がっていったら。おかしいでしょう。こういう組織に対して——何度も言います——8,700万円以上を補助金として出すべきやと思いますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 永徳副委員長が冒頭に御発言があった、文書で幹部についてのはちょっと聞いてないです。口頭になったんだと思うんですけど職員の皆さんからの訴えがあったということで、何か書き物が残っているとかということは私どもは存じておりませんので、その点を一つお話をさせていただきます。

それから、今細かいこれまでの社協と我々のやり取りっていうのは説明を割愛させていただいておりますが、ずっとこの委員会でも時折御発言が委員の中からもある中で私どもも話をしているように、関わりはとても深いですし、これだけ多額の補助金やなんかを出してやってもらってますんで、我々も副委員長がおっしゃられるとおりに非常に苦々しいといえますか、思いを持ちながら、市民福祉の一翼といえますか、一緒に進めていただいているっていう大きな会の目的の中で、我々としてはこの諸問題に市としてできる伴走をしながら、幾らかでも内部の管理の問題ですということではあるんですけど、そういう指導といえますか、そういうお話をさせていただきながら今日には至っております。

実際に、そういういろんな訴えをされていることに対して、我々、私も理事であり、原田参与も評議員であり、それから議員の中からも委員長やほかの議員が出ておられる中で、社協の理事会であったり評議委員会の中で議論を深めていきたいと思うんですけど、なかなか我々もいろんな御意見を申し上げてきております。御意見を申し上げてきておりますが、この言われる方の定年の延長であったり、それから定期昇給であったりっていうのは社協の組織の内部の給与の規則なりそういうものに準拠されて、理事会なり評議員会で予算も可決され、なされているというのが現状であります。

そういうことに対して意見は我々もこれまでも申し上げたし、引き続き申し上げていかなければいけないというふうに思っています。委員が言われたことに全て答えになっているかどうかは分かりませんが、ひとまずこれで以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 遠藤部長が言われました言動に関して、完全に今否定します。

まず1点目、一般職員から幹部職員と言われたのは、その後で分かったのは事務局次長です。事務局次長に対して、文書でパワハラを訴えられましたと、これ事実です。事務局長が事務局次長に対して口頭で注意した、これも事実です。それ以外に、社協の会長、副会長は一切行動を起こしていませんということも発言されました。このパワハラがあったという事実を理事会で発表していません、報告していませんということも分かりました。

以上です。

ほとんど、今言ったことが正しいんですよ。もう議事録見ていただいたら分かりますけれど

も、2月19日の参考人招致で今私がお話したようなことは、事実として事務局長が述べられております。

こういう組織ですよ。何度も言います。こういう組織に対して8,700万円補助金出していいんですか。普通これ、市民が聞いたら怒りますよ。一般市民が聞いたら。恐らく議員もこれまでもにちゃんと話を聞いたらみんな反対するでしょう、普通は。そういうのをなぜ平気で8,700万円、また去年までしたから、おとししてたからじゃないでしょう。こういうことが分かってきたんですよ。恐らくこの件に関しては市長も耳に入っていますし、ある意味聞き取りのときに市長、同席しているっていうふう聞いています。だから、ある程度事実も知っておられるはずですよ。

そういう組織に対して——何度も言います——8,700万円。苦々しいんでしょう、苦々しい中で補助金出すんですか。いいんですか、本当にそれで。お答えください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 私どもとしましては、組織の適正な内部の管理をしていただき適正に運営を図っていただく。そのためには、例えば人事的な配慮も必要でしょう、予算的にも必要でしょう。でも、その結果市民の福祉ということを、まず一番念頭に置いておかなければいけないという中での予算計上でございます。

中には社協が要求してきたものをそのまま通させていただくといいですか、上げさせていただくものばかりではございません。我々としても、できる限りの査定といいですか、そういう格好で、今申し上げたようななかの人物の給与についてはきちんと市のやり方に倣う形でならということ、3割カットしたような格好にしていたり、あるいは他の事業についてもやはり今財政大変厳しいですから社協だけを全額通すということにはなりませんというやり取りの中で、厳しい事業の見直しといいですか、そういうことも要求をさせていただいております。そういう中で、今回の当初要求になっております。

以上でございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 例えばの話ですよ、もうそういう組織に苦々しく補助金を出すじゃなくて、場合によったら補助金ゼロですよと、ありませんよと。組織をそもそも、今部長がおっしゃられたように変えてくださいと、変えた時点で、場合によっては令和6年の補正予算で、じゃあ8,700万円出しましょうということも一つの方法だとは思いますが、どうですか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） いろんなやり方はもちろんあると思います。副委員長がおっしゃられるような御意見もあるかもしれません。でも、我々としては年度が改まった4月1日から早速に事業が停滞をしてしまうようでは、これは我々市と社協が両輪となって福祉の向上を目指していくということでは、なかなか不安といいますか、そういうことがありますので、そういうことで今日に至っております。御意見もあると思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） この件に関しては、市長、どのように考えられておられますか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 私も複雑な思いを持っています。感情面を入れないように気をつけながらお話しさせていただきます。

この件、発端は市議会の一般質問で、社会福祉協議会が処遇改善の手当を現金で封筒に入れた形で支給したというようなことが、これおかしいんじゃないかということからスタートしていると思います。このときには、私が社協に対して口頭でお願いしたのは、改善手当を支給するのはそれでいいですけども、他の福祉施設とかでしたら、国の指定で処遇改善手当を、特に介護職に支給するということが国の補助金でできるような形で一般的に進められておりました。それに倣って、国費が頂けるものは国費をいただくと。社会福祉協議会の中で不十分な部分があるのなら、その部分を社会福祉協議会の財源を使ってでも支給するというのは論理的にはありだというふうなことを申させていただきました。その辺の、次なる段階で支給する場合には、必ずやそういう国あるいは県内等の介護あるいは福祉施設、そういったことの例に従っての対応をするようにということを厳しく言いました。

しかしながら、新年度、令和6年の予算の中にはそういった根拠のしっかりした形ではない改善手当が含まれております。そこは、それでも介護職の方々、非常に激務をこなされておりますので、譲っていいのかなとは理解しています。

それから、パワハラの話がされました。

確かにお話を聞いたのは事実です。ただ、詳しくは公益通報の一つとして考えて、通報者の保護を目的に公言はしないということになっています。でも、そういう事実があったことは私も伺っております。ですので、社会福祉協議会は、この事実を、例えば赤磐市役所の中でこういうことが起こったらどう対応するか、これは本人に聞いたりそんなことじゃなく、きちんと外部の委員を構成した調査委員会を設置します。そして、その調査委員会の指示に基づいて、

職員の手で聞き取り調査をします。その結果を一つの報告書にして、そのパワハラ調査委員会、外部の方々を含めて委員会を設置して、そこにお諮りをして、このパワハラの実事認定をするかしないか、そういった判断を仰ぎます。その後パワハラ認定ということになれば、それなりの対応をするということになっていきます。逆に言うと、その認定がなければパワハラということにはなりませんので、そういった調査委員会を立ち上げて調査してくださいと。これが、先ほど副委員長が言われたように、その調査をする根本的な組織の中の部署の要になっている方が対象です。また、そこに調査の事務を執る、そういうマンパワーが社会福祉協議会には不足しているんだというのであれば、赤磐市から会長の依頼をもってその調査員を派遣するという事はお受けしましょうということを書いて、調査委員会をぜひ立ち上げてほしいというお願いもしました。

それから、給与面で、特に定年退職後の給与でございますが、赤磐市でも、議会でも採決いただいた、60歳を超えた職員の給与体系あるいは処遇関係、身分、そういったものも条例化をしてお諮りをして採決いただいております。その赤磐市の60歳以降の給与体系について、これも社会福祉協議会が赤磐市の給与に準じた決定をするということであれば、その部分も必ず赤磐市の例に倣って実施するよという申入れをしています。それらを申入れしているんですけども、はっきり言ってどれも実行されません。

そういった意味では副委員長と同じ思いを持っております。ですけど、これは給与面については赤磐市は条例まで制定して、世の中の趨勢がそういう流れです。ですんで、これはぜひ守ってほしいと思っています。社会福祉協議会は、社協の独自財源を充当して、赤磐市が補助金で7割査定しているものを10割に戻すというような、こういったことをしようとしています。そこで社会福祉協議会が言われているのは、高齢者の雇用安定化、この趣旨に従って給料を10割出すんだというふうなことをおっしゃっていますけども、これ、もうはっきり言って暴論だと思います。

また、社会福祉協議会に、もしそうであれば、例えば事務局長もそうです。65歳、66歳になっているはずで、その方にも適用して支給すべきだと思います。また、これから先、社会福祉協議会で60歳を超える職員が出たときには、その方にもそのルールを適用してやるんかと。それを社会福祉協議会の独自財源で補填するんですかということを知りたいと思いますが、それは私、まだ聞いておりません。でも、公平性の面からいうと、そうしないと今の次長の給与というのは理屈がつかないと思います。資格職とか医師とか弁護士とか、そういう余人をもって代え難いという職であれば特別な給料表を設定できると思います。でも、そうではありません。そういったもので、私は、感情面を抜きにしても、この給与の支給の仕方は納得できない、そういうふうには思っています。

それから、パワハラの問題についても、赤磐市としては、調査をするというのであれば、その要員を派遣する用意はございます。ですんで、調査をするべきだと思います。

それからもう一つ、処遇改善手当も国の制度にのっとった、そういう全国的に見ても例外と
ならないような支給の仕方を倣ってほしいと、この3点、私は厳に思います。

この八千数百万円の予算を支出すべきではないんじゃないかという御指摘です。

でも、これは社会福祉協議会の福祉サービスを受けている方が現に多くいらっしゃいます。
この福祉サービスを市としては止めるということにはならないという判断があって、苦渋の選
択での予算づけとなっております。御理解いただけますでしょうか。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） もう市長のおっしゃるとおりなんです、その8,700万円、私は
組織をちゃんと、まともにした上で支出すべきというふうな考え方です。だから、市長がおっ
しゃられたような、調査委員会も立ち上げて、それから待遇もきちっと国あるいは赤磐市に沿
うようにして、その上で補助金を出すというのが本来正しい方法じゃないかなと私は思いま
す。納得していただいてありがとうございます。

場合によったら、職員に関しては恐らく社会福祉協議会の中にも内部留保みたいなんがある
のかな、ないのかもしれませんが、何か自主財源みたいのがあれば、当面はそれで職員の
給料を払った上で、その間にきちっと体制を立て直していただいて8,700万円を補助金として
お渡しするというのが本来の姿やと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 社会福祉協議会に独自財源があるかどうかは我々存じておりませ
ん。なので、今の副委員長がおっしゃることも理解はします。賛成と言いたいところですが、
申し訳ありません、市長として赤磐市の福祉行政を止めることはできないということを回答と
させていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長、第三者委員会の報告書をお読みになっていたら、今の回答はち
よっとおかしいですよ。自主財源あるんですよ、社協は。だから、第三者委員会で違法では
ないと言われたわけですよ、手当が。だから、自主財源はあります。ただ、その自主財源とい
うのはそういう意味では私たちは目にはできませんから、それで潤沢だとは全く思っ
てはいません。ちょっとそこだけ確認。

それから、今の議論を聞いててもどかしいので、あまり言わないほうがいいかなと思ったん
ですけどちょっと言っときます。

令和3年11月24日に実際、職員の方たちが10人お集まりになって、市長にぜひ聞いてほしいという場を持ったということです。その中で様々な問題が語られています。社協職員からのハラスメントの実態、疑念のある処遇改善手当の支払い、残業代の不払い、規程の改ざん、10人の職員はそれぞれに涙ながらに危機感を訴えていました。これ以上放置するのであれば、社協が潰れるか大きな事件でも起こるのではないかという指摘をする職員もいました。

ここで、要するに市長や部長が危惧する事業は止められない、おっしゃるとおりです。止められません。でも、唯一方法があるんです。外部監査という方法があります。市の補助金の入っている社協に対して市の補助金分の外部監査はできるんです。

通常の委託事務に対する監査っていうのは監査委員がやれますけど、それはあくまで市の補助金だと向こうから言われて、その言われた補助金を監査するわけです。だから、全て向こうが持っていますからね。向こうの土俵で事業をしているわけです。だけど、ここで今申し上げる外部監査っていうのは、市がその外部監査をしてくれる弁護士と契約をして、市が直接その外部監査によって社協のいわゆるブラックホールというか、そこについて監査ができます。それを求める11月24日の職員の方たちの市長へのお願いの文書も出ているんです。外部監査してくださいよと。

外部監査をすれば、要するに積年の様々の何十年も積もった疑念にメスを入れるチャンスではないですかと。この機会を逃さず12月議会の最終日までに議会へ上程していただき、早急に外部監査の導入を進めてください。これは令和3年11月に市長へ要望した、12月議会でこれを市長の権限で外部監査します、予算をつけるっていうのを議会を通さないとできませんから。だから、今ある意味この3月議会にこの外部監査を市長が決断されたら、議会の中でこれが議論されて実行に移すことは可能だということです。

そうすれば事業も止めなくてもいいし、外部の監査がしっかりと内部の問題について、監査でいろいろな諸問題が浮き上がるわけです。それをお願いしてきましたから、改めて議会は皆さん、非常に不信感持っています。永徳副委員長がおっしゃる以上にいろいろな思いを持っています。もうとても認められないと、議会としてはですよ。市長としては、そりゃあ業務が頓挫したら困るから、取りあえず苦々しいだろうが腹が立とうが通すとおっしゃるけど、そんなことしていたら社協そのものが潰れちゃうんじゃないですかっていう危機感があるから外部監査という手もあるのだと、それを申し上げているわけです。そこをもう一度受け止めていただきたいなと私は思います。いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 質疑の途中でございますけれども、12時30分を過ぎておりますので、おなかがすくと腹立たしくなってくる可能性がございますから、一度おなかに物を入れてから、午後からさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、13時30分まで休憩を取ります。

午後0時31分 休憩

午後1時30分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中というか12時半までやった案件で、少し市民生活部をしているつもりが保健福祉部に入って間違いをしていたんですけれども、取りあえず原田委員の質疑がありましたので、そこを答弁いただいてから市民生活部に戻そうと思っております。

先ほどの原田委員の質疑に対しては、市長に対してですよ。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員長（光成良充君） 市長に対して外部監査を求めるような話でしたね。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員長（光成良充君） では、それについて、市長から答弁いただけますか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 外部監査をしてはどうかということですが、私は適切とは思っておりません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 理由をお聞きしたいんですけど。

○委員長（光成良充君） それで終わってね。

○委員（原田素代君） それじゃあ、後でいいです。

○委員長（光成良充君） 後でいいですか。

ほんなら、保健福祉部に戻した後の話にします。

ここで市民生活部に対しての令和6年度の事業についての質疑を受けたいと思います。

市民生活部の中での質疑ございましたらお願いいたします。

ございますか。

担当部署は環境課と市民課と協働推進課です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、市民生活部所管部分では質疑がないようですので、ここから保健福祉部所管の部分に入らせていただこうと思います。

では、先ほどの分について原田委員、引き続きお願いしていいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きっぱりと御回答いただいて分かりやすいんですけど、理由は何だか

教えてください。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 市が外部監査するに当たっては、市が支出している補助金の範囲に限定した監査になろうかと思えます。それに関しては、既に市の監査委員で監査をしております。その中で何らかの問題、課題があったというのであれば考えられるとは思いますが、きっとこれを今上がっている問題を監査すると、しかも外部の委員によって監査するというのであれば、社会福祉協議会長が監査に委任するという形が望ましいと思えます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これはあまり細かいことは言えませんが、弁護士とも相談した結果ではあるんですが、市長しかこの外部監査を導入することについての決断はできないというふうに聞いています。ですから、当事者が外部監査を求めるといえるということはないそうです。ですから、市長が必要さを感じれば外部監査ができるというふうに理解しています。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 先ほど申し上げたとおりです。組織のトップである社会福祉協議会長が外部監査の委任をできます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ですから、組織のトップっていうのは補助金を出している組織のトップである市長なんです。補助金をもらっているあちらのトップじゃなくて、補助金を出している側のトップがこれを決断できるということです。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） それはそのとおりです。

ただ、先ほども言ったように、その範囲は補助金を受けて支出している会計等、そういった範囲に限定されます。したがって、社会福祉協議会の管理運営の部分にはタッチできない。それから、独自財源を充当している部分、これについてもタッチできない。そういうことがありますから、これは社会福祉協議会のトップが外部に監査をお願いするということは合理的だと思いますけども、市長からでは届くところまでいかないという判断です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長、弁護士の方から今回のこの外部監査の導入とはどういう意義があつてどういう可能性があるかという説明をお聞きになってから判断していただくということとは可能と思つていいんですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 弁護士は赤磐市に資格を持っている職員もおりますし、顧問弁護士もおりますので、そちらから御意見をお伺いします。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 御相談いただけると思つていいんですね。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） それは先ほど申しましたように、赤磐市の顧問弁護士、そして職員の弁護士、このあたりに相談はできます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、相談されて、また新たに結論が出ると思つていいんですかと聞いているんです。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 私の考えに間違いがなければ新たな考えは出ませんが、そうでなければ考えられないことはありません。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

保健福祉部所管なんで……。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 先ほどの続きですけれども、市長が苦々しく思つてられる社協に対する件ですけど、例えばパワハラの調査委員会を立ち上げてもらう、あるいは待遇改善をしてもらうという、こういう附帯決議をつけた上で予算を通すという考え方についてどう思われますか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 社会福祉協議会ですから、外部の組織でありますけども、そういった附帯を実行する、協議をするのは私ども市長です。そういったことで協議をするのはやぶさかじゃありません。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） やぶさかじゃないようであれば、協議をしてもらえますか。いつされますか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 協議は既に行っている面もございますが、継続的にやらせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） この問題って、二、三年前からあって、ずっと市からはそういう要求をしてるわけですよ。それに、二、三年答えてもらってないというのが現状ですよ。ここで急に変わるというか、言ったことをしてもらえるとというふうに思われますか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） やってみたいと分かりませんが、難しいとは思いますが。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 難しいっていうふうにもう御理解いただいているわけですよ。

だから、これから何回かしても恐らく変わらないんでしょう、3年間も変わらなかったんだから。そしたら逆に言うと、ある条件をつけると、これをしてくださいと、パワハラに関して第三者委員会を立ち上げてくださいと、待遇改善を実施してくださいと、こういう条件をつけた上で8,700万円の予算を通すっていうのはどうなんですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 私は賛成します。市長としてではなく、今までの経過を知っている一職員としても、それはあり得るといふふうに思います。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 私1点聞きたいことがあるんですけど、よろしいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（永徳省二君） 光成委員長。

○委員長（光成良充君） 子ども医療費事業で金額のことをお伺いしたいんですけど、予算なんであまり聞かないほうがいいのかなと思いつつ、予算常任委員会では聞けないでここで聞くしかないのかなと思つてんですけど、今回令和6年度の当初予算で2億3,811万6,000円っていうのをつけられると思うんですけども、令和5年度の当初予算もほぼ同じような金額をつけられていると思うんです。

今回、令和5年度の補正予算で1,800万円増額されておるんですけども、令和6年度の当初予算、これで1年足りのかなと。この予算のつけ方、どういう考えでつけられてんのかなっていうのを疑問に思うところがあるんです。

多分、まだ補正でつけるから今年はこれでやっとうかかなと、最初緊縮財政をするからっていうので当初の財政とこの予算のところは低く下げといて、途中で上がるのは仕方ないよねで補正で対応するという考えで今回こういう予算の立て方をされているのかっていうのを教えてください。

○副委員長（永徳省二君） 答弁願います。

○健康増進課長（川原達也君） 副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 先ほどの御質問ですが、確かに御指摘のとおり、令和6年度の当初予算の額は令和5年の当初予算の額とほぼ変わりありません。今回補正予算で1,800万円お願いしているわけですが、これは先ほども御説明させていただきましたが、新型コロナが5類に移行したことで受診控えがだんだん少なくなってきていると。恐らくその反動が来ているのではないかと考えております。令和6年度につきましては、この反動もいつかの波のようなもので、それがどのくらい落ち着くかというところを考えまして、それから令和4年度予算の残額等々加味して考えました結果、令和6年度の当初予算は令和5年度並みでいこうという判断になっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 光成委員長。

○委員長（光成良充君） 考え方はよく分かったんですけども、今回条例改正をされて、高校生等までを1割負担をなくすということで、以前1割負担の分で約800万円の金額っていうのを言われとったから増えてくるのかなと思ったんですけど、その増える部分は加味されてないですか、それとも医療費は下がってきて、800万円を加味して2億3,811万6,000円と、令和

5年度の当初からいうたら10万円下がっているんだよね、まだ。令和6年度の予算は、1,800万円を令和5年度に足したら2億5,000万円ぐらい要ると思うんです。それ考えると当然足りなくなってくるんだらうなど。補正ですればいいのかなという考えですか。最初抑えて抑えてっていう話を聞いていたんで、取りあえず抑えて予算出しといて、途中で足らなくなったら補正で対応すればいいっていう考えですか。

○副委員長（永徳省二君） 答弁願います。

○健康増進課長（川原達也君） 副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 御質問の件ですが、抑えて抑えてで足りなくなったら補正とかという考えではございませんので、とにかく今までも、今回委員会等で申し上げましたように、抑えていく努力は引き続きいろいろしていきたいと思えます。その上で、この令和6年度の当初予算額でやっていこうという考えでございます。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） よろしいですか。

委員長を代わります。

〔委員長交代〕

○委員長（光成良充君） 保健福祉部はもうないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 次、教育委員会に入ろうと思います。

特別会計もあるんですが、一般会計からやっていますので、次、教育委員会の部分で質疑があればお願いいたします。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 今回、給食費が第3子以降無料ということで、二、三、お聞きします。

予算書233ページなんですけど、令和5年度実施の1食60円補助の予算というのは、この予算書ではどこに入るようになるのかお聞きしたいんですけど。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員、ちょっと分かりにくいんですけど。僕もちょっと理解できなかった。もう一回。

○委員（鼻岡美保君） どこかよく分からないのでそういう言い方なんですけど、子供1食当たり60円補助をする政策の予算というのがあるのでしょうか。

○委員長（光成良充君） 以前やっていた60円の施策はまだ残って、ほんで第3子以降の給食費補助もするのかっていうことですか。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 令和5年度、今年度実施しております1食当たり60円の補助につきましては令和6年度は実施しないこととしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 学校給食、第3子以降実施なんですけれども、赤磐市内には支援学校はないんですけど、そういうところに通っていらっしゃるお子さんに対する補助っていうのがないのかということと、小中学校で市外に通学している子供の給食費の扱いはどうなるのかについてお聞きします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） まず、支援学校についてですが、支援学校であるかどうかにかかわらず赤磐市立以外の学校ということで同じように扱っております。赤磐市立以外の学校につきましても単価を赤磐市立の学校の給食費と同じとみなして同様に実施する予定です。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 小中学校の市外に通学している子も同様でいいんですね。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 支援学校につきましても、また市外の赤磐市立以外の学校につきましても、その両者につきましては同様に扱いますので、単価としては市内の学校と同じというふうに補助金の対象になります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 同じ給食費なんですけど、第3子ということは3人目の子供という考えで、長男長女が社会人で一番下の子が小学生の子も対象なのか、それともあくまでも3人給

食費を払っている状態の第3子なのかを教えてください。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 第3子の捉え方なんですけれど、例えば第1子、第2子が、極端な話成人しているけれども第3子と共に親の扶養に入っているというような場合は、3番目の子供はこの補助金の該当になるというような考え方をしております。

以上です。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） ということは、現実問題給食費自体は1人分を払っています、でも対象になっています。

お子さんお二人年子でおられて、小学校に2人通っている2人は無償にはならないというふうになるね。あくまでも3人目のお子さんという考えなんですね。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部所長。

○中央学校給食センター所長（矢部 寿君） ちょっと整理させていただきたいんですが、例えば第1子が二十歳になっておって当然小中学校は卒業している、でも親の扶養に入っている、第2子は中学生、第3子は小学生というような構成であれば、第3子のみが対象になりますというお答えでよろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 3人目のお子さんという考えということ、分かりましたんで、3人払っているという状態でなく3人目のお子さんということは理解できたんで、2人兄弟の方は、あくまでも2人分払っていても対象には当然ならないということで分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 高等学校の通学費補助金について質問します。

予算書が195ページ、予算説明資料107ページ。

これは自身の問題じゃないんですけど、地方債が190万円、その他の財源が100万円と書いてあるんですけど、このその他ってどういう意味なのかがよく分からないんで質問させていただきます。

一般財源が118万6,000円という予算なんですけど、説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 予算説明資料で説明をさせていただきたいと思います。

23ページをお願いいたします。

繰入金の中にその他特定目的基金繰入金ということで、これはふるさと応援基金繰入金、こちらのほうから高等学校の通学時補助事業ということで100万円充てていただいております。それがその他の財源でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 資料の107ページなんですけど、一般会計の。赤坂地域の魅力ある学校づくりに係る経費として658万5,000円書いてあるんですが、説明を見てもほとんど人件費とか需用費で600万円なんですけど、これはバランス的に、何か事業を行うというよりも、この学校づくり委員会なるものの運営費というふうに理解したらいいんですか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員おっしゃられるとおりで、この赤坂地域の統合の準備委員会に係る運営経費ということで御理解いただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 具体的には、学校が決まりましたし、この委員会っていうのは今後どんなふうな展開を、例えば今年度はこの辺まで、それ以降こんな計画、それで年間600万円もかかる会の経費っていうのが違和感を感じるんですけど、その辺の説明も併せてお願いします。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） このたび会計年度任用職員1名という形で経費を計上させていただきます。

こちらにつきましては、今現在募集をしている状況でございますけれども、教員免許を持って管理職の経験の方を募集させていただいております。それで、令和6年度の統合準備委員会の運営につきましては、3部会に分かれてより詳細を決定していくというところでございます。会計年度任用職員の報酬以外に統合準備委員会委員の報酬10回分ということで計上させていただきます。

以上です。

○委員（原田素代君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 予算書196ページの、鼻岡委員も言われた高校遠距離通学補助金なんですけど、1回委員会でも聞かせてもらったんですが、これ小学校区ということで小学校からの距離の概算になりますよね。1回委員会でも言わせてもらったんですが、小学校からになると、極端に言うと家が隣同士で対象になる家とならない家が出てくるので、そのあたりの検討であるとかそのあたりはあったのか、それとももう前年と同じでそのまま横滑りで予算が入ったのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） この制度設計につきましては以前からの継承ということで、小学校から最寄りの駅もしくは高校までという形で算定をさせていただいております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（牛尾直人君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） さっきの赤坂地域の学校統合問題に絡むんですけども、活性化委員会の中には2校の学校、対象にならなかった学校についての対策委員会のようなものは、その協議会の中でも含まれて議論されていくんでしょうか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 廃校（後刻訂正）となります2校についての利活用については、この委員会では協議はいたしません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） まず確認ですけど、廃校という名称は正しいんですかっていうこと。廃校（後刻訂正）というふうになるわけですかっていうこと。

それから、それをいつ取り組んでいくんですか。どういう会の体制——地域の方が入ると思

うんですけど——していくのか、その辺の計画と、2点教えてください。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 今回の統合につきましては3校を1校に統合ということでございます。それで、今現在の石相小学校、軽部小学校、笹岡小学校につきましては3校とも廃校という形で、新たに統合された、まだ名称決まっておられませんけれども新しい学校が石相小学校の施設を利用するという決定でございます。

つまり、残る現在の軽部小学校、笹岡小学校についての跡地利用につきましては……。

閉校という言い方に訂正させていただきたいと思います。

2校の跡地利用につきましては、まちづくりの観点もございますので、この準備委員会で協議することはないということで御理解いただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、一般財産みたいに位置づけを変えて教育委員会の手から離れるというふうに理解したほうがいいんですか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 一旦閉校となる学校につきましては、普通財産になって、その後、まちづくりの観点からどういった利活用がいいかというのは別の組織体で協議をしていくということで。よろしくお願いします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、そうすると教育委員会から離れてしまうということですね、残す2つの閉校の学校は。それは地域の方は了解しているんですか。そういうふうになるということは承知されているんですか。教育委員会の手から離れてしまうということについて。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 先ほど課長が申しましたとおり、流れとしてはそうなると思います。ただ、まちづくり、どういう施設がよいか、地元にとってどういう施設を必要とされているか、ニーズとかも確認をせんといけんのんですが、それで、その中で教育施設としてこういう施設が欲しいとかという意見があって、最終的に教育施設として何か新しく考えていくことになればまた教育委員会で検討するようになると思いますが、先ほど、流れのほうは普通財産として一旦閉校をさせていただいて、それからどういう施設がよいかを検討していくようになると思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） さっき私がこだわった廃校と閉校の違いなんですけど、廃校というのはもう完璧になくなるわけですけど、閉校というのは、黒本保育園だったっけ、どっかもありましたけど……。

幾らか含みを感じちゃうんですけど、あくまでも教育委員会から離れるということは、閉校とはいえ、もう施設としてはなくなること、廃校ですよ。何かその辺、住民の方こだわりますよ。閉校とか廃校とか。そこを教育委員会としてきちっと統一のあれを出さないと、もう普通財産になるってことはもう廃校ですから。閉校っていうのはいつかのことで、いつかまた子供がどうにかなったときに再開できるというのが閉校ですから、そのことはちゃんと住民の方が分かるように伝えたほうがいいと思うんですけど、改めて閉校でいいんですか。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 先ほど閉校という言葉に訂正をさせていただいたんですが、学校として継続というのは今のところ考えていない、3校を1校に統合するというような方針ははっきりお示しをさせていただいているので、その方向で進めます。今後の使い方についてはまた検討するというので、そのときにまた教育施設として何か必要なということになれば、またそのときにはそれを考えていかなといけんというふうに思います。

○委員（原田素代君） あくまで閉校ですね。

○教育次長（入矢五和夫君） そういう言葉でお願いいたします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 公民館の夜間休日管理委託料について質問します。

予算書で217ページにあるんですけども、予算が968万5,000円、これは管理人を置いている費用なのか、公民館もたくさんありますから、どういう状態のこのための予算なのか教えてください。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場館長。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 御質問いただいた夜間休日管理委託料ですけども、御存じのように、中央公民館は耐震改修工事で館の利用はありませんので、実際に休日、それから夜間に管理していただく業務というのは地区館になります。赤坂、熊山、吉井、それから山陽地域の高月、西山、山陽公民館の夜間もしくは休日の対応のための委託料になります。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 実態は、宿直の人を置くとかということではないわけかどうか、そこら辺が聞きたかったんです。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場館長。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 宿直ではなくて、公民館によっては利用が夜間の10時まで利用があるところもありますので、そういった対応をしていただくのと、それから土曜、日曜の職員の数が足りないときに入ってもらってという、そういった形で委託をさせていただきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） ガードマンとかセキュリティーで委託するという予算ではないわけですか。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場館長。

○中央公民館長（馬場弘祥君） そういったガードマンとかではなくて、あくまでも公民館の受付の管理業務として業務に就いていただく内容です。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） その予算というのは各公民館の予算として分かれてついていくという形になるわけですか。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場館長。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 公民館ごとに積み上げた経費として予算書に上がっております。968万5,000円となっております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 図書館費について質問します。

予算書の218ページで、消耗品という形である中に図書館の本とか雑誌とかの購入費用が入るのがどうなのか。それで、そういう理解でよいのかどうか教えてください。

○中央図書館長（森本一也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本館長。

○中央図書館長（森本一也君） 図書館で購入する蔵書のことですね。消耗品の中へ含んでおります。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 金額はどのくらいになるわけですか。

○中央図書館長（森本一也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本館長。

○中央図書館長（森本一也君） 図書館の購入資料についての金額です。内訳として1,918万円計上しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 予算説明資料の137ページで、子供の読書活動推進事業、お出かけ図書館事業、子育て支援ブックスタート事業という3種類があるんですが、どのような取組なのか、説明をお願いします。

○中央図書館長（森本一也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本館長。

○中央図書館長（森本一也君） まず、お出かけ図書館事業。希望する幼・保育園であるとか小学校のほうへ、人形劇劇団であるとかお話し会グループと図書館の職員と一緒に行って、お楽しみ会のような事業を行います。

それから、子育て支援ブックスタート事業というのは、赤ちゃんの最初の健診、3か月健診か4か月健診かだと思うんですけど、そこへ出向きまして、子供にとっての初めての絵本をお

配りをするという事業を行っております。

それから、もう一つは学校図書館の支援、もうこれは学校の図書館へ赤磐市の図書館からま
とまって本をお貸しするという学校図書館との連携の事業であります。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 去年問題になった、問題じゃないんですけど、中学校の部活の外部指
導なんです、今年はこの予算はあるのかどうなのかが聞きたいんですけど、どうでしょうか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

一つ確認なんです、今鼻岡委員がおっしゃられたのは、地域移行に関わる予算といたしま
すか、そういうことでございましょうか。

地域移行に関わる、特に磐梨中学校等で話題になっている地域移行の予算ですけども、この
予算については今年度計上はしておりません。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） そしたらもう全然、地域移行でサポートしてくださる指導員の人に報
酬はないということなんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 磐梨中学校の取組につきましては、磐梨ドリームタウンプロ
ジェクトという組織がございまして、そこでの自主財源の中で今進めているというところでご
ざいます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 今後もこれに関する予算はもうつかないってということなんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 磐梨中学校の活動につきましては、令和3年、令和4年につきましては国の補助金を受けてしておりましたので、その中で活動しておりました。令和5年度につきましては、その補助金はなくなったんですけども、自主財源の中で今やっているということでございます。今後につきましては、この磐梨中学校の学区だけじゃなくて市全体の中でどのような形で地域移行を進めるべきかということで今検討している段階でございますので、またそれがいつ固まるかとは、まだもう少し見えない部分はあるんですが、その辺あたりが少しずつ固まってくるところでまた検討ということになろうかと思っております。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 予算説明資料129ページで二十歳の集い、そこが100万円ぐらいの予算なんです。その上の立志式が倍ぐらいの200万円の予算なんです。

これ、立志式への200万円の中身が分からないんですが、これだけ見ると、二十歳の集い、もう少しお金をかけてあげてもいいんじゃないかなという感じがするんですが、そのあたりの内容の違いというか、この金額が倍で人数も1学年なんで一緒やと思うんですよ。この違いというのを教えてください。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） 牛尾委員の質問にお答えいたします。

社会教育補助金事業、立志行事につきましては、中学2年生の生徒1人当たり5,000円を出しております。二十歳の集いにつきましては、二十歳の集いに係ります消耗品ですとかそういったものを計上しております。今、記念品といたしまして1,500円分の図書カードをお配りしておりますけれども、予算内で決まっておりますのがその金額ということで、今は配布をさせていただきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） はい。

○委員長（光成良充君） 他に。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 同じページです。

今の上の欄ですけど、社会教育関係団体として登録している団体に対する補助金ということで250万円余りありますけど、この登録団体の10団体っていうのはどういう基準で、10ってい

うのは、これはマックス10団体として10団体になっているのかどうか。

それから、1団体当たりの上限が100万円も補助金がつくということですけど、どういう事業を想定されているのか、この辺の団体の実態と、その補助金の明細を教えてくださいか。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） 原田委員の質問にお答えいたします。

社会教育関係団体につきましては、毎年社会教育委員の会議にかけまして、新規団体につきましては審査をしております。その審査を通った団体につきまして今10団体あるということになっております。

その団体から、こういう事業をしたいということで申請がありまして、その申請の内容をまた社会教育委員会会議の中で審査をさせていただいて、赤磐市の文化活動に貢献できる事業であるということであれば審査が通りまして、そこに補助金を出すという形になっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 毎年審査ってことは、この10団体っていうのは毎年入替えがあるというふうに想定しているのかどうか。

それから、赤磐市の文化事業というふうにおっしゃるけど、何をもって文化事業として基準を持っているのかの説明をお願いします。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） 社会教育関係団体につきましては、一度審査を通過しまして登録されましたら、廃止届が出るまでは登録が続いております。

事業につきましては全団体から出てくるわけではなく、赤磐文化協会とかでしたら文化祭をするとか芸術鑑賞の集いを開催する等、NPO法人子どもセンターにつきましては人形劇をしたいといったことで申請が出てきますので、その内容が市内の文化振興に貢献できるという判断ができれば、審査を通過して補助金を出すという形になっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） せっかく毎年審査をされているということですから、何というか一度登録通っちゃったらもうやめるまでずっとこの補助事業が生かせる団体っていうのが固定化するっていうのはどうなのかなっていうふうに思うんですね。例えば、こういう団体があるこ

とをどれだけの市民が知っているかっていうのと、それからかなり有利な活動資金が得られるわけですから、できれば固定化しないで毎年審査をしているいろいろな団体が活動を広げる上でこのお金を使っていたかっていう本来のうったてがあると思うんですよ。何か固定化してしまっていることと、それから事業自身が発展しませんよね、そうすると。ちょっとこの在り方のところが、そもそものこの趣旨が、私は見てないので分からないんですけど、その辺の見直しを含めて御検討いただいたほうがいいと思うんですけど、そういう話はしていませんか。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） ありがとうございます。

確かに社会教育委員会議の中でも事業が大体似たような形にはなってきてしまいますので、その辺の検討は必要なのではないかという話は出ておりますので、その点につきましても毎年協議はさせていただいております。今後も会議の中でもんでいきたいと思っておりますので、また御指摘よろしくお願いたします。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この社会教育委員会っていうんですか、審査の団体ですけど、これはどういう方たちが審査委員をやってらっしゃって、その人たちは任期とかそういうものはおありになるのでしょうか。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） 社会教育委員の会議ということで、社会教育委員というのが今10名おりますので、その10名に審査をしていただいております。メンバーにつきましては学識経験者といいますか、社会教育関係に携わっている方ですとか元学校の先生ですとか地域の方に入っていて今構成をしているところでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、これで一般会計の質疑を終わろうと思います。

次に、国民健康保険特別会計の質疑に移りますけれども、国民健康保険特別会計は事業勘定と熊山診療所勘定と佐伯北・是里診療所勘定、3つあるんです。これまとめていかせていただ

こうと思いますのでお願いをいたします。

質疑ございますか。

国民健康保険特別会計でございますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、次に後期高齢者医療特別会計に関する事業についての質疑をお受けします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、次に介護保険特別会計に関する事業についての質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、次に訪問看護ステーション事業特別会計に関する事業について質疑を受けます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認をしたいのですが、熊山診療所から、これは人を配置して取り組んでいただいていますけど、吉井の森先生ですか、森ドクターは、もうこの訪問看護はおやりになっているのでしょうか、なっていないのでしょうか。吉井の先生のほうは。これはあくまで熊山だけですよね。

○委員長（光成良充君） 違うよ、訪問看護ステーションよ。

○委員（原田素代君） だから、物理的には熊山が支えているんだけど、吉井はやってなかった、何かやったんですよね、どっちでしたっけ。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 森クリニックのことだと思うんですよ。訪問診療はされていますけど。

○委員（原田素代君） 診療だけですか。

○健康増進課長（川原達也君） 訪問看護ではないです。

○委員（原田素代君） 入ってない。

○健康増進課長（川原達也君） 以上です。

○委員長（光成良充君） 他にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、これで質疑を終了いたします。

では、令和6年度の事業についての質疑はこれで全て終了といたします。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは次に、その他のその他に入っていきます。

執行部で、その他のその他で、部関係なしで順番にいきましょうか、市民生活部から。よろしくをお願いします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） それでは、事業の進捗状況について、市民生活部市民課、協働推進課より御説明がございますので、担当課長より説明させていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） それではまず、市民課から事業の進捗状況について説明をさせていただきます。

市民生活部資料2ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料率についてお知らせをいたします。

去る2月20日に岡山県後期高齢者医療広域連合の議会定例会が開催され、令和6年度から令和7年度の保険料率が決定されましたので御報告をいたします。

均等割が4万7,500円から5万200円に2,700円の増、所得割が9.50%から10.49%と0.99%の増となります。賦課限度額も14万円増え80万円となります。

令和6年度の所得割につきましては、激変緩和措置によりまして、賦課の基となる所得金額が58万円以下の方は9.76%となります。また、令和6年度の賦課限度額は、激変緩和措置によりまして令和6年3月31日時点で75歳以上の方は73万円となります。

後期高齢者医療の保険料率は、広域連合が今後2年間の被保険者数や医療費等を算定し、その期間を通じて財政の均衡を保つことができる率とすることとされておりまして、2年ごとに見直しがあります。このたびの改正は、国による現役世代の負担を軽減する制度改正等が大きく影響しまして、保険料負担額の増加幅が例年よりも大きくなっております。

市民課からの説明は以上です。

続きまして、協働推進課から2点報告をいたします。

①第2回男女共同参画推進審議会の報告について。

2月15日に審議会を開催いたしまして、資料でございます審議事項について審議をいただきました。

次に、②赤磐市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてでございます。

令和6年4月1日から制度を開始いたします。

資料の3ページを御覧ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティーであるお二人がパートナーシップ関係であることを宣誓し、本市が宣誓したことを証明するものでございます。また、宣誓する方に未成年の子供がいる場合はファミリーシップ関係を併せて宣誓することができます。

宣誓することで受けられる行政サービスにつきましては、一番下にご書いてございます市営住宅の入居、犯罪被害者等支援金の支給の2点でございますが、今後もサービスについては検討してまいります。

制度については、宣誓の方法や、宣誓の際に御提出いただく書類などを分かりやすくするための手引を現在作成中でございます。

説明は以上です。

○委員長（光成良充君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 後期高齢者医療保険料率の値上げのことですが、大変大きな値上げ率で、この金額は全県一斉じゃないですよ。例えば、激変緩和の対応なんてのはこれ単市の事業ですよ、違いますか。説明してください。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） こちらの後期高齢につきましては、岡山県全市で統一でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 激変緩和も含めて全市で統一ですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） この激変緩和につきましては、岡山県の後期高齢者医療広域連合が激変緩和措置としてこの料率を定めておりますので、岡山県の激変緩和措置でございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 後期高齢者は基本増えるわけですよ。75歳以上がどんどん増えてくわけですから。それで、増えることによって、当事者じゃなくて支える若い世代——40代以上の——が減るから、当然支える側の分を当事者も負担しましょうと、広く。それが今回のこの2万7,000円というアップの根拠だと理解していいんですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 先ほどの説明の際にも申しましたが、後期高齢者の保険料率につきましては、その人数ですとか増えていっております。医療費もどんどん増えていきます。そういったことを見越して、2年ごとに広域連合が保険料率の算定をしております。なので、後期高齢者の人数が増えておりますので、この保険料率っていうのはどんどん今上がっていている状況にはあります。

なので、今回、この現役世代の負担を軽減する制度が影響しなくても保険料率っていうのは上がっていた。けども、この制度が関係することによってアップ幅が大きくなったということです。

○委員（原田素代君） よく分かりました。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いということですが、これは審議会でこういう結論を出されたというふうに理解、これを議会が、これはこういうふうに決まりましたということですか、要綱案になっていきますけど。これもう、決定しているんですね。4月1日から開始っていうの。もうちょっと具体的に、これに沿って、こういうふうになっていますという報告だけでいいからしていただけますか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 一応、今のところは案ではございますが、審議会にかけさせていただきました。男女共同参画の審議会の中でも御意見を聞きました。なので、このときには案という形での審議をいただいたので案がついております。ただ、4月1日からこのパートナーシップ制度の開始することは決定しております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 非常に話題の制度ですけど、例えば一番下の、宣誓することで受けられる行政サービスが今回2つですけど、もっといろいろ多様な要求がありますよね。そういうものは年度ごとに皆さんで審議して、広げていくとか取りやめるとか、そういうことが毎年見直されると思っていいんでしょうか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 要望に応じまして、この行政サービスにつきましては、またちょっとスタートするに当たっては、今ここに書いております2点でスタートはさせますが、今後いろいろ考えていく中で、受けられるサービスについては年度を問わずどんどん広げていけるように検討はしていきたいと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、執行部からまだその他の中にございましたらどうぞ。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） それでは、学校教育課から、学校の働き方改革の推進についてということで御説明させていただきます。

教員の勤務時間を考慮した登下校時刻等の設定についてということで、市教委としましては、教職員が生き生きと働き子供たちの笑顔があふれる学びの場の実現に向けてということで、ただいま学校の働き方改革ということで取り組んでいるところでございます。

令和6年度以降の取組について、今各学校等と検討を重ねているところでありますが、準備が整い次第、次の3点のとおり進めていくところでございます。

1点目が、朝は8時以降を目安に登校くださいということ。2点目が、学校における活動後の最終下校時刻を17時としますと。3点目が、電話対応等の外部対応は原則として17時30分までとしますということでございます。1と3につきましては従前よりお願いしていたところですが、今回新たに2点目について示させていただいているところでございます。

この内容につきまして、また3月中に保護者へ通知する予定でございますのでお知りおきいただけたらと思います。

以上です。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） それでは、社会教育課から、事業の進捗状況について2点御報告いたします。

まず、令和5年度赤磐市青少年健全育成推進大会についてでございます。

教育委員会資料の3ページを御覧ください。

2月3日土曜日に桜が丘いきいき交流センターで開催いたしました青少年健全育成推進大会

に御参加いただきまして、ありがとうございました。

当日は、明るい家庭づくり作文の表彰式と作文発表、赤磐・加賀支部中学生弁論大会最優秀賞受賞者の弁論発表、ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科准教授で同大学のインターシップ教育研究センター長の青山新吾氏を講師に迎えまして記念講演を行い、約190人の参加者に御来場いただきました。

大会の詳細につきましては広報あかいわ3月号に掲載されておりますので、そちらを御覧ください。また、受賞作品を収めた明るい家庭づくり入賞作文集を本日お配りしておりますので後ほどお目通しいただければと思います。

それから、2点目です。続いて、第25回朗読会「永瀬清子の詩の世界」についてでございます。

ページは、同じく3ページの下になります。

2月17日土曜日にくまやまふれあいセンターで開催いたしました朗読会に御参加いただきまして、ありがとうございました。

当日は、赤磐市民による詩の朗読、第21回永瀬清子賞の表彰式及び優秀賞受賞作品の朗読、沢知恵さんによるピアノ弾き語りコンサートを行い、300名の参加者に御来場いただきました。

朗読会の詳細につきましては広報あかいわ4月号に掲載される予定ですので、お手元に届きましたら、またそちらも御覧ください。また、こちらも受賞作品を収めた岡山子供の詩2024を本日お配りしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

こちらにつきましては、当日御参加いただけなかった方もいらっしゃいますので、恐縮ではございますけれども、冊子の32ページ、33ページに掲載されております、中学生の部で優秀賞を受賞された岡山県立岡山盲学校3年佐久間嵐丸さんの応募作品を朗読で御紹介したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） お願いいたします。

○社会教育課長（大月美佳君） それでは。

なくてはならないもの。岡山県立岡山盲学校3年佐久間嵐丸。

音、それは私にとってなくてはならないもの。だから、今日も私は音を頼りにして生きる。身の回りの環境音、人の声、それらを頼りに私は生きている。人の声を聞いて、私は会話する。感覚、それも私にとってなくてはならないもの。指先の感覚、方向感覚、頬に風が触れた感覚、それらを頼りに私は移動する。指先を使って私は点字を読む。音を聞き、物に触れる感覚は、私にとってなくてはならないものであり、なくなると私はどうなるかが分からない。だから、これらを頼りに私は生きていく。なくてはならないものをなくさないように。

ほかの作品も優秀ですので、また後ほどお読みいただければと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続いてはよろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 今のところでちょっと質問を。

働き方改革、いいですか。

○委員長（光成良充君） どうぞ、はい。

○委員（原田素代君） この3点は、具体的にはもう部活はなくなったというふうに理解したほうがいいんですか。朝練とか授業後の部活ってというのは、今どんなになっているんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） この5時ということにつきまして、私も少し補足が必要だったなと今思っております。

最終下校時刻を5時にするというのは、令和6年度からすぐっていうわけではございませんので、これいろいろ検討すべきこともありますのと、あと学校の現状でありますとか、そういうふうなところで学校で多少現状は違いますので、これ順次進めていくという意味でのお示しでございます。

部活動がじゃあなくなるのかという話でございますが、やはり5時に下校になると当然、今の時程のままですと活動時間も確保できませんので、今学校のほうは時程といたしまして、1時間目が何時から始まってというふうな時程があるんですが、それを全体的にコンパクトにして、この放課後の時間を生み出すようなことを今検討しているところでございます。そういうことも含めながら、部活動もありながらの5時下校を目指して今検討しているということでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちまたのうわさというレベルですけども、もう校長先生によっては部活は学校ではしないというふうに言い切っている学校の校長先生もいらっしゃる聞いたんですけど。要するに、それぞれが自分がやりたいスポーツをそれぞれ個人でやってくださいと、学校で部活はもうしませんというような、そういう方向性とか方針を出している学校もあると思っいいんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 私が把握する限りでは、もう学校では部活動しませんというところまでを言っているとは把握はしておりません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、放課後の部活動については、やりくりをしながら取りあえず確保していく方向であるということと、朝の8時前の練習はもうないわけですから、朝の部活というのはもうなくなったと、夕方に幾らかの時間が確保できればそこで部活をする、部活の位置づけがそうなったと理解していいんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 今、部活動の在り方について、地域移行も含めました中で今検討を進めているところでございます。国としましては、地域への移行ということで示しておられるところでございますが、いろいろ課題等もございまして、現状で言いますと、平日につきましてはこういう形で時程も工夫しながらある程度確保した中で、今後部活動となるのかクラブ活動的になるのか、これも検討していかなくちゃいけないところではありますが、そういう中である程度活動を確保しながら今後の地域移行についても、これ当然考えていかなくちゃいけないことだと思っておりますので、土日も含めた地域移行の形というのを今検討しているところでございます。

○委員（原田素代君） 結構です。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 先生の働き方改革、大賛成なんですけど、現実問題として、私7時40分ぐらいには山陽東小学校のコープ交差点で朝の登校のボランティアやっているんですけど、そこを早い班は40分には通過します。ということは、山陽東小学校には7時50分ぐらいには恐らく校内に入っちゃう状態です。そのときに、先生が、極端な言い方、誰もいないという状態、管理職の校長、教頭、教務主任でしかぐらいいだけ、3人ぐらいで管理できるのかどうか。ちなみに、副校長とか教頭は、そのコープ交差点に毎朝出てこられているので学校にはいません。こういう状態で、学校で先生がいない中で管理というか、大丈夫なんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 御心配いただきまして、本当にありがとうございます。

これ今8時を目安に登校ということで、ただ8時ちょうどに行くというのは非常に難しいですので、多少8時前後でっていうことで、以前であれば多分7時半すぎには学校へ到着するようなお子さんもいたんであろうかなと思いますが、この8時以降ということをお伝えさせていただいて、以前よりも少し、早かったところが8時に近づくであったり8時ちょうどであったり、こういうところを目指して来るようになったということで、以前よりは随分登校時間が

遅くなったというふうに聞いております。

確かに、職員の勤務時間という話でいきますと、大抵8時15分あたり、そのあたりが教員の勤務時間の開始時間にはなるんですけども、今現状で言いますと、委員おっしゃられたように、管理職の方とかが中心に外を見ておられるというのが現状ではありますけども、当然全員というわけではないんですけども、外へ出ている教員もいれば、中で子供たちを待ち構える教員、それから登校支援員というふうな立場の方もおりまして、そういう方も含めてで見ているという状況ですので、学校ががら空きという状況はないようにしております。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） もう一点だけ。

実は、去年ぐらいから15分ぐらい遅く登校するように指導をされていて、15分ぐらい遅れているんですね。遅れると、実は山陽東小学校の交差点にも4名の保護者が毎朝交代で出てきています。これ当然ですけど、ほとんどの4名の保護者の皆さんは仕事を持っています。要は仕事に間に合わないってということで、かなりクレームが出ていることも事実なんですけど、これに対してどうなんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） クレームが出ているということでございますが、具体的には仕事に間に合わないというふうなクレームということでございましょうか。

当然、このことを進めるというところでありましたら、そのような御意見等をいただくというのは確かに想定しているといいますか、当然のことだと思います。ただ、保護者の方にも少し負担もいただきながら、本当に学校をよりよく生き生きとしたところにしていきたいというふうに思っておりますので、当然そのような御意見等もあるとはございますけども、御理解いただきながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、また御意見等聞かれましたら、教育委員会のほうにもお知らせいただけますと大変助かります。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、引き続き、その他のその場で報告があればお願いいたします。

○社会教育課長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長（大月美佳君） それでは、社会教育課から2点、お知らせさせていただきます。

ペーパーレスと言いながら、今日チラシを2枚お配りしております。申し訳ありません。

1点目につきましては、今週3月9日土曜日、それから10日日曜日に熊山運動公園多目的広場におきましてホッケーのホストタウン交流事業を予定しております。

今回はニュージーランドの元代表選手など7名をお迎えいたします。本日4日月曜日から8日金曜日までは、市内の小中学校や保育園、こども園などを訪問し、交流する予定にしております。また、広報あかいわ3月号に「ホッケーで世界とつながるまち赤磐」という特集記事が掲載されておりますので、そちらを御覧ください。

2点目は、もう一枚ですけれども、岡山シーガルズの今年度最後の試合、Vカップ赤磐大会の開催についてチラシを配らせていただいております。

3月30日土曜日、山陽ふれあい公園で、対久光スプリングス戦が、13時試合開始で開催されます。

こちらチラシを御覧いただければと思うんですけれども、3月1日から山陽ふれあい公園の窓口などでチケットの販売も始まっております。ぜひ御来場の上、応援いただきますようよろしく願いいたします。

社会教育課からのお知らせは以上でございます。

○委員長（光成良充君） 以上ですね。

何か質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、委員から何か、その他でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、坪井教育長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 本日の厚生文教常任委員会では、委員の皆さんに大変熱心に御審査をいただき、ありがとうございました。貴重な御意見や御提案につきましては真摯に受け止めて、今後の市政運営に努めてまいります。

年度も間もなく替わろうとしております。どうかこれからも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしく願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。今日はありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございました。

皆様には、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

これで本日の委員会を閉会いたします。

午後 2 時56分 閉会